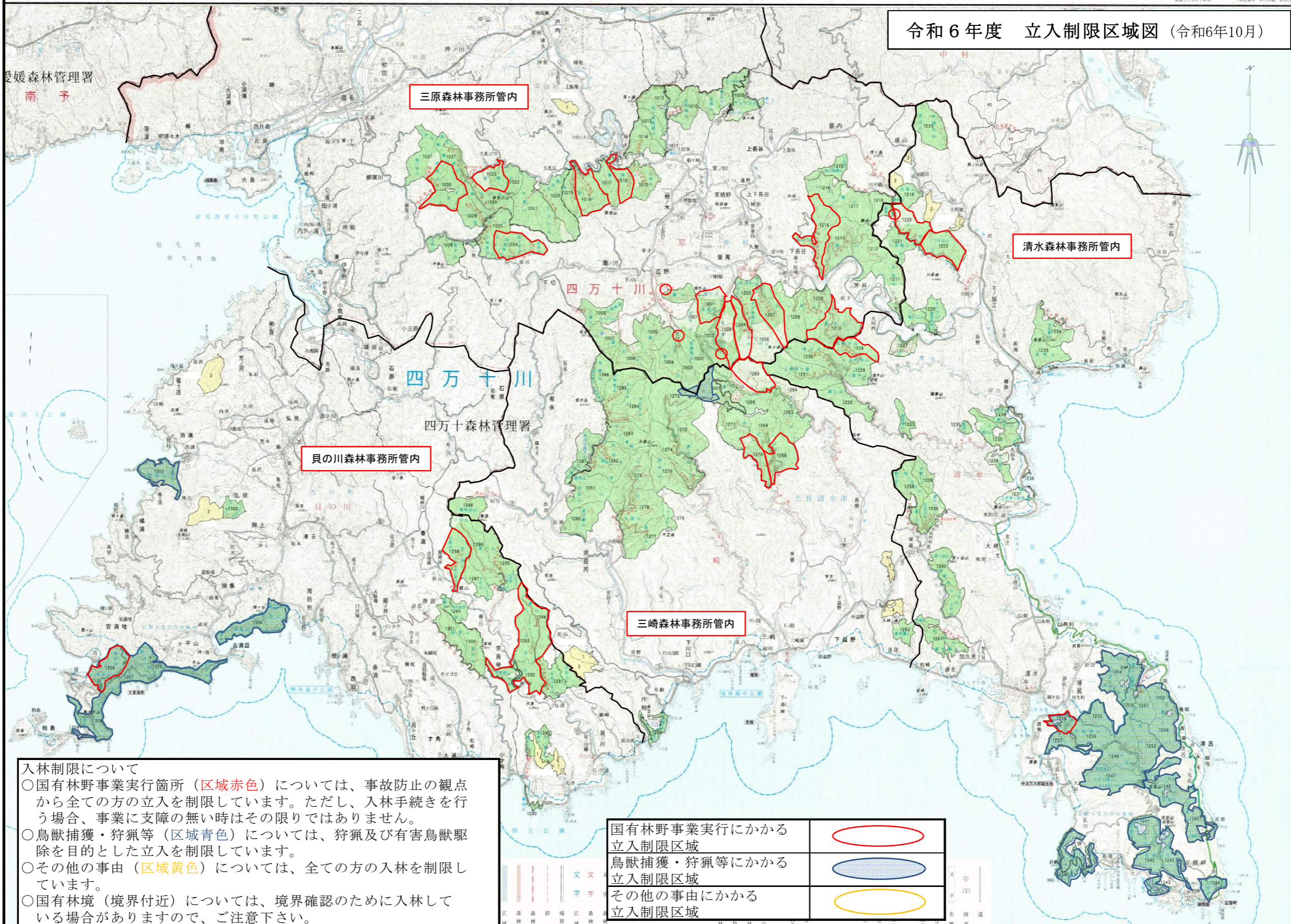


令和6年度 立入制限区域図 (令和6年10月)



入林制限について
 ○国有林野事業実行箇所(区域赤色)については、事故防止の観点から全ての方の入林を制限しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。
 ○鳥獣捕獲・狩猟等(区域青色)については、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした入林を制限しています。
 ○その他の事由(区域黄色)については、全ての方の入林を制限しています。
 ○国有林境(境界付近)については、境界確認のために入林している場合がありますので、ご注意ください。

国有林野事業実行にかかる 立入制限区域	
鳥獣捕獲・狩猟等にかかる 立入制限区域	
その他の事由にかかる 立入制限区域	